

八 申請書又はその添付書面（第十九条の二に規定する電磁的記録を含む。以下同じ。）の記載又は記録が申請書の添付書面又は登記簿の記載又は記録が登記所の記録と合致しないとき。
九 登記すべき事項につき無効又は取消しの原因があるとき。
十 申請につき経由すべき登記所を経由しないとき。
十一 同時にすべき他の登記の申請を同時にしないとき。
十二 申請が第二十七条の規定により登記することができない商号の登記を目的とするとき。
十三 申請が法令の規定により使用を禁止されないとき。
十四 商号の登記を抹消されている会社が商号の登記をしないで他の登記を申請したとき。
十五 登録免許税を納付しないとき。
（提訴期間経過後の登記）
第二十五条 登記すべき事項につき訴えをもつての登記の申請書には、同項の訴えがその主張することができる無効又は取消しの原因がある場合において、その訴えがその提起期間内に提起されなかつたときは、前条第九号の規定は、適用しない。
2 前項の場合の登記の申請書には、同項の訴えがその提起期間内に提起されなかつたことを証する書面及び登記すべき事項の存在を証する書面を添附しなければならない。この場合には、第十八条の書面を除き、他の書面の添附を要しない。
3 会社は、その本店の所在地を管轄する地方裁判所に、第一項の訴えがその提起期間内に提起されなかつたことを証する書面の交付を請求することができる。
（行政区画等の変更）
第二十六条 行政区画、郡、区、市町村内の町若しくは字又はそれらの名称の変更があつたときは、その変更による登記があつたものとみなす。

第二節 商号の登記

（同一の所在場所における同一の商号の登記の禁止）
第二十七条 商号の登記は、その商号が他人の既に登記した商号と同一であり、かつ、その営業所（会社にあつては、本店。以下この条において同じ。）の所在場所が当該他人の商号の登記に係る営業所の所在場所と同一であるときは、同一の商号の登記所（会社にあつては、本店。以下この条において同じ。）の所在場所が当該他人の商号の登記に係る営業所の所在場所と同一であるときは、

（登記事項等）
第二十八条 商号の登記は、営業所ごとにしなければならない。
二 商号の登記において登記すべき事項は、次のとおりとする。
一 商号
二 営業の種類
三 営業所
四 商号使用者の氏名及び住所
（変更等の登記）
第二十九条 商号の登記をした者は、その営業所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、旧所在地においては當業所移転の登記を、新所在地においては前条第二項各号に掲げる事項の登記を申請しなければならない。
二 商号の登記をした者は、前条第二項各号に掲げる事項に変更を生じたとき、又は商号を廃止したときは、その登記を申請しなければならない。
（商号の譲渡又は相続の登記）
第三十条 商号の譲渡による変更の登記は、譲受人の申請によつてする。
2 前項の登記の申請書には、譲渡人の承諾書及び商法第十五条第一項の規定に該当することを証する書面を添付しなければならない。
（商業又は事業の譲渡の際の免責の登記）
第三十一条 商号の相続による変更の登記を申請するには、申請書に相続を証する書面を添付しなければならない。
（商法第十七條第二項前段及び会社法第二十二条第二項前段の登記は、譲受人の申請によつてする。）
2 前項の登記の申請書には、譲渡人の承諾書を添付しなければならない。
（相続人による登記）
第三十二条 相続人が前三条の登記を申請するには、申請書にその資格を証する書面を添附しなければならない。
（商号の登記の抹消）
第三十三条 次の各号に掲げる場合において、当該商号の登記をした者が当該各号に定める登記をしないときは、当該商号の登記に係る営業所（会社にあつては、本店。以下この条において同じ。）の所在場所において同一の商号を使用しようとする者は、登記所に対し、当該商号の登記の抹消を申請することができる。
一 登記した商号を廃止したとき 当該商号の

（登記事項等）
二 商号の登記をした者が正当な事由なく二年間当該商号を使用しないとき 当該商号の廃止の登記
三 登記した商号を変更したとき 当該商号の変更の登記
四 商号の登記に係る営業所を移転したとき 当該営業所の移転の登記
五 営業の登記
六 営業の登記による登記の抹消を申請する者は、申請書に当該商号の登記に係る営業所の所在場所において同一の商号を使用しようとする者であることを証する書面を添付しなければならない。
（会社の商号の登記）
第三十四条 会社の商号の登記は、会社の登記簿に登記する。
（未成年者登記の登記事項等）
第三十五条 商法第五条の規定による登記において登記すべき事項は、次のとおりとする。
一 未成年者の氏名、出生の年月日及び住所
二 営業の種類
三 営業所
（申請人）
第三十六条 未成年者の登記は、未成年者の登記に準用する。
2 第二十九条の規定は、未成年者の登記に準用する。
（未成年者登記）
第三十七条 商法第六条第一項の規定による登記において登記すべき事項は、次のとおりとする。
一 後見人の氏名又は名称及び住所並びに当該後見人が未成年後見人又は成年後見人のいずれであるかの別
二 被後見人の氏名及び住所
（後見人登記の登記事項等）
第三十八条 未成年者の死亡による消滅の登記の申請書には、未成年者が死亡したことを証する書面を添付しなければならない。
（被後見人の登記）
第三十九条 未成年者の死亡による消滅の登記の申請書には、未成年者が死亡したことを証する書面を添付しなければならない。
（被後見人の登記）
第四十条 商法第六条第一項の規定による登記において登記すべき事項は、次のとおりとする。
一 後見人の氏名又は名称及び住所並びに当該後見人が未成年後見人又は成年後見人のいずれであるかの別
二 被後見人の氏名及び住所
（申請人）
第三十六条 未成年者の登記は、未成年者の登記に準用する。
2 第二十九条の規定は、未成年者の登記に準用する。
（申請人）
第三十七条 未成年者の登記は、未成年者の登記による登記の抹消を申請する者は、登記所に対し、当該商号の登記に係る営業所（会社にあつては、本店。以下この条において同じ。）の所在場所において同一の商号を使用しようとする者は、登記所に対し、当該商号の登記の抹消を申請することができる。
一 登記した商号を廃止したとき 当該商号の

（登記事項等）
二 商号の登記をした者が正当な事由なく二年間当該商号を使用しないとき 当該商号の廃止の登記
三 登記した商号を変更したとき 当該商号の変更の登記
四 商号の登記に係る営業所を移転したとき 当該営業所の移転の登記
五 営業の登記
六 営業の登記による登記の抹消を申請する者は、申請書に当該商号の登記に係る営業所の所在場所において同一の商号を使用しようとする者であることを証する書面を添付しなければならない。
（後見人登記の登記事項等）
第三十八条 未成年者の死亡による消滅の登記の申請書には、未成年者が死亡したことを証する書面を添付しなければならない。
（被後見人の登記）
第三十九条 未成年者の死亡による消滅の登記の申請書には、未成年者が死亡したことを証する書面を添付しなければならない。
（被後見人の登記）
第四十条 商法第六条第一項の規定による登記において登記すべき事項は、次のとおりとする。
一 後見人の氏名又は名称及び住所並びに当該後見人が未成年後見人又は成年後見人のいずれであるかの別
二 被後見人の氏名及び住所
（申請人）
第三十六条 未成年者の登記は、未成年者の登記に準用する。
2 第二十九条の規定は、未成年者の登記に準用する。
（申請人）
第三十七条 商法第五条の規定による登記の申請書には、法定代理人の許可を得たことを証する登記は、登記官が、職権でできる。
（添付書面）
第三十八条 未成年者の死亡による消滅の登記は、法定代理人の申請によつてする。
2 未成年被後見人が成年に達したことによる消滅の登記は、その者も申請することができる。
成年被後見人にについて後見開始の審判が取り消されたことによる消滅の登記の申請についても、同様とする。
3 後見人の退任による消滅の登記は、新後見人も申請することができる。

(添付書面)

第四十二条 商法第六条第一項の規定による登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

一 後見監督人がないときは、その旨を証する書面

二 後見監督人があるときは、その同意を得たことを証する書面

三 後見人が法人であるときは、当該法人の登記事項証明書。ただし、当該登記所の管轄区域内に当該法人の本店又は主たる事務所がある場合を除く。

(添付書面の通則)

第五節 株式会社の登記

第四十六条 登記すべき事項につき株主全員若しくは種類株主全員の同意又はある取締役若しくは清算人の一致を要するときは、申請書にその同意又は一致があつたことを証する書面を添付しなければならない。

2 登記すべき事項につき株主総会若しくは種類株主総会又は清算人会の決議を要するときは、申請書にその議事録を添付しなければならない。

3 登記すべき事項につき会社法第三百十九条第一項（同法第三百二十五条において準用する場合を含む。）又は第三百七十条（同法第四百九十条第五項において準用する場合を含む。）の規定により株主総会若しくは種類株主総会、取締役会又は清算人会の決議があつたものとみなされる場合には、申請書に、前項の議事録に代えて、当該場合に該当することを証する書面を添付しなければならない。

4 監査等委員会設置会社における登記すべき事項につき、会社法第三百九十九条の十三第五項又は第六項の取締役会の決議による委任に基づいて同じ。の支配人の登記において登記すべき事項は、次のとおりとする。

1 支配人の氏名及び住所

2 商人が数個の商号を使用して数種の営業をするときは、支配人が代理すべき営業及びその使用すべき商号

3 商人が法人であるときは、当該法人の登記事項における登記すべき事項は、次のとおりとする。

4 第二十九条の規定は、前項の登記について準用する。

5 指名委員会等設置会社における登記すべき事項につき、会社法第四百六条第四項の取締役会の決議による委任に基づいて同じ。の支配人の登記において登記すべき事項は、次のとおりとする。

1 支配人の氏名及び住所

2 商人が法人であるときは、当該法人の登記事項における登記すべき事項は、次のとおりとする。

3 商人が数個の商号を使用して数種の営業をするときは、支配人が代理すべき営業及びその使用すべき商号

4 第二十九条の規定は、前項の登記について準用する。

5 指名委員会等設置会社における登記すべき事項につき、会社法第四百六条第四項の取締役会の決議による委任に基づいて同じ。の支配人の登記において登記すべき事項は、次のとおりとする。

1 支配人の氏名及び住所

2 第二十九条の規定は、前項の登記について準用する。

3 (会社の支配人の登記)

4 第四十七条 設立の登記は、会社を代表すべき者の申請によつてする。

5 前項の登記の申請書には、法令に別段の定めがある場合を除き、次の書面を添付しなければならない。

1 支配人の氏名及び住所

二 定款

1 第二十九条第二項の規定は、第一項の登記について準用する。

2 会社の支配人の代理権の消滅の登記の申請書には、同法第五十八条第一項に規定する設立時募集株式の引受けの申込み又は同法第六十一条の契約を証する書面には、支配人の選任を証する書面を添付しなければならない。

3 第二十九条第二項の規定は、第一項の登記については、支配人の選任を証する書面を添付しなければならない。

4 会社の支配人の代理権の消滅の登記の申請書には、同法第五十八条第一項に規定する設立時募集株式の引受けの申込み又は同法第六十一条の契約を証する書面には、支配人の選任を証する書面を添付しなければならない。

5 会社法第三十三条第十項第二号に掲げる場合には、有価証券（同号に規定する有価証券をいう。以下同じ。）の市場価格を証する書面

6 会社法第三十三条第十項第三号に掲げる場合には、同号に規定する証明を記載した書面及びその附属書類

7 会社法第三十四条第一項の規定による払込書面及びその附属書類

8 会社法第五十七条第一項の募集をした場合にあつては、同法第六十四条第一項の金銭の保管に関する証明書

9 会社法第八十二条第一項（同法第八十六条において準用する場合を含む。）の規定により創立総会又は種類創立総会の決議があつたものとみなされる場合には、第二項の登記の申請書に、同項第九号の議事録に代えて、当該場合に該当することを証する書面を添付しなければならない。

10 会社法第八十二条第一項（同法第八十六条において準用する場合を含む。）の規定により創立総会又は種類創立総会の決議があつたものとみなされる場合には、第二項の登記の申請書に、同項第九号の議事録に代えて、当該場合に該当することを証する書面を添付しなければならない。

11 会社法第八十二条第一項（同法第八十六条において準用する場合を含む。）の規定により創立総会又は種類創立総会の決議があつたものとみなされる場合には、第二項の登記の申請書に、同項第九号の議事録に代えて、当該場合に該当することを証する書面を添付しなければならない。

12 会社法第三百七十三条第一項の規定により創立総会又は種類創立総会の決議があつたものとみなされる場合には、第二項の登記の申請書に、同項第九号の議事録に代えて、当該場合に該当することを証する書面を添付しなければならない。

13 会社法第三百七十三条第一項の規定により創立総会又は種類創立総会の決議があつたものとみなされる場合には、第二項の登記の申請書に、同項第九号の議事録に代えて、当該場合に該当することを証する書面を添付しなければならない。

14 会社法第三百七十三条第一項の規定により創立総会又は種類創立総会の決議があつたものとみなされる場合には、第二項の登記の申請書に、同項第九号の議事録に代えて、当該場合に該当することを証する書面を添付しなければならない。

15 会社法第三百七十三条第一項の規定により創立総会又は種類創立総会の決議があつたものとみなされる場合には、第二項の登記の申請書に、同項第九号の議事録に代えて、当該場合に該当することを証する書面を添付しなければならない。

16 会社法第三百七十三条第一項の規定により創立総会又は種類創立総会の決議があつたものとみなされる場合には、第二項の登記の申請書に、同項第九号の議事録に代えて、当該場合に該当することを証する書面を添付しなければならない。

17 会社法第三百七十三条第一項の規定により創立総会又は種類創立総会の決議があつたものとみなされる場合には、第二項の登記の申請書に、同項第九号の議事録に代えて、当該場合に該当することを証する書面を添付しなければならない。

18 会社法第三百七十三条第一項の規定により創立総会又は種類創立総会の決議があつたものとみなされる場合には、第二項の登記の申請書に、同項第九号の議事録に代えて、当該場合に該当することを証する書面を添付しなければならない。

19 会社法第三百七十三条第一項の規定により創立総会又は種類創立総会の議事録に代えて、当該場合に該当することを証する書面を添付しなければならない。

20 会社法第三百七十三条第一項の規定により創立総会又は種類創立総会の議事録に代えて、当該場合に該当することを証する書面を添付しなければならない。

21 会社法第三百七十三条第一項の規定により創立総会又は種類創立総会の議事録に代えて、当該場合に該当することを証する書面を添付しなければならない。

22 会社法第三百七十三条第一項の規定により創立総会又は種類創立総会の議事録に代えて、当該場合に該当することを証する書面を添付しなければならない。

23 会社法第三百七十三条第一項の規定により創立総会又は種類創立総会の議事録に代えて、当該場合に該当することを証する書面を添付しなければならない。

24 会社法第三百七十三条第一項の規定により創立総会又は種類創立総会の議事録に代えて、当該場合に該当することを証する書面を添付しなければならない。

イ 就任を承諾したことの証する書面
ロ これらの者が法人であるときは、当該法人的登記事項証明書。ただし、当該登記所の管轄区域内に当該法人の主たる事務所がある場合を除く。

ハ これらの方が法人でないときは、設立時会計参与にあつては会社法第三百三十三条第一項に規定する者であること、設立時会員の登記事項証明書。

ニ 会社法第三百七十三条第一項の規定により創立する株式会社が監査役設置会社である場合にあっては、設立時取締役及び設立時監査役の調査報告を記載した書面及びその附属書類

ミ 検査役又は設立時取締役（設立しようとする株式会社第二十八条各号に掲げる事項について準用する。）の調査報告を記載した書面には、これを証する書面を添付しなければならない。

エ 検査役又は設立時取締役（設立しようとする株式会社第二十八条各号に掲げる事項について準用する。）の調査報告を記載した書面には、これを証する書面を添付しなければならない。

オ 会社法第三十三条第十項第三号に掲げる場合には、有価証券（同号に規定する有価証券をいう。以下同じ。）の市場価格を証する書面

カ 会社法第三十三条第十項第二号に掲げる場合には、同号に規定する有価証券を記載した書面及びその附属書類

ク 会社法第三十三条第十項第三号に掲げる場合には、同号に規定する有価証券を記載した書面及びその附属書類

キ 会社法第三十三条第十項第二号に掲げる場合には、同号に規定する有価証券を記載した書面及びその附属書類

(新株予約権の発行による変更の登記)
第六十五条 新株予約権の発行による変更の登記
 の申請書には、法令に別段の定めがある場合を除き、次の書面を添付しなければならない。

一 募集新株予約権(会社法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権をいう。以下この条において同じ。)の引受けの申込み又は同法第二百四十四条第一項の契約を証する書面

二 募集新株予約権と引換えるに付する金銭の払込みの期日を定めたとき(当該期日が会社法第二百三十八条第一項第四号に規定する割当日より前の日であるときに限る。)は、同法第二百四十六条第一項の規定による払込み(同条第二項の規定による金銭以外の財産の給付又は会社に対する債権をもつてする相殺を含む。)があつたことを証する書面

三 会社法第二百四十四条の二第五項の規定による募集新株予約権の引受けに反対する旨の通知があつた場合において、同項の規定により株主総会の決議による承認を受けなければならぬ場合に該当しないときは、当該場合に該当しないことを証する書面

(取得請求権付株式の取得と引換えにする新株予約権の交付による変更の登記)

第六十六条 取得請求権付株式(株式の内容として会社法第二百七条第一項第一号ハ又はニに掲げる事項についての定めがあるものに限る。)の取得と引換えにする新株予約権の交付による変更の登記の申請書には、当該取得請求権付株式の取得の請求があつたことを証する書面を添付しなければならない。

(取得条項付株式等の取得と引換えにする新株予約権の交付による変更の登記)

第六十七条 取得条項付株式(株式の内容として会社法第二百七条第三号ホ又はヘに掲げる事項についての定めがあるものに限る。)の取得と引換えにする新株予約権の交付による変更の登記の申請書には、第五十九条第一項各号に掲げる事項についての定めがあるものに限る。)の取得と引換えにする新株予約権の交付による変更の登記の申請書には、第五十九条第一項第七号ヘ又はトに掲げる事項についての定めがあるものに限る。)の取得と引換えにする新株予約権の交付による変更の登記の申請書には、第五十九条第一項各号に

(全部取得条項付種類株式の取得と引換えにする新株予約権の交付による変更の登記)

第六十八条 株券発行会社が全部取得条項付種類株式の取得と引換えにする新株予約権の交付による変更の登記の申請書には、第五十九条第一項第二号に掲げる書面を添付しなければならない。

二 会社法第四百七十八条第一項第二号又は第三号に掲げる者が清算人となつた場合の清算人の資本金の額の増加による変更の登記)

三 資本金の額が計上されていたことを証する書面を添付しなければならない。

(資本金の額の減少による変更の登記)

四 剰余金の額の減少によつてする資本金の額の増加による変更の登記の申請書には、その減少に係る資本準備金若しくは利益準備金又は剰余金の額が計上されていて証する書面を添付しなければならない。

(資本金の額の減少による変更の登記)

五 剰余金の額の減少による変更の登記の申請書には、会社法第四百四十九条第二項の規定による公告及び催告(同条第三項の規定により公報を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした場合にあつては、これらの方針による公告)をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該資本金の額の減少をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面を添付しなければならない。

(清算結了の登記)

六 清算人の退任による変更の登記の申請書には、退任を証する書面を添付しなければならない。

(清算結了の登記)

七 法人が組織変更後の持分会社の社員(前号に規定する社員を除き、合同会社にあつては、業務を執行する社員に限る。)となるときは、同号イに掲げる書面。ただし、同号イに規定したことを証する書面。

八 株式会社が組織変更をして合資会社となるときは、有限責任社員が既に履行した出資の価額を証する書面。

九 法人が組織変更後他の持分会社の社員(前号に規定する社員を除き、合同会社にあつては、業務を執行する社員に限る。)となるときは、同号イに掲げる書面。ただし、同号イに規定したことを証する書面。

十 当該社員の職務を行うべき者が就任を承諾したこと証する書面。

十一 当該法人の登記事項証明書。ただし、当該登記所の管轄区域内に当該法人の本店又は主たる事務所がある場合を除く。

十二 当該社員の職務を行なべき者の選任に関する書面。

十三 裁判所が選任した者が清算人となつた場合の清算人の登記の申請書には、その選任及び会社法第九百二十八条第一項第二号に掲げる事項を証する書面を添付しなければならない。

(清算人に関する変更の登記)

一 清算人の登記の申請書には、その選任及び会社法第九百二十八条第一項第二号に掲げる事項の変更の登記の申請書には、変更の事由を証する書面を添付しなければならない。

(清算人に関する変更の登記)

二 清算人の退任による変更の登記の申請書には、退任を証する書面を添付しなければならない。

(清算結了の登記)

三 清算結果の登記の申請書には、会社法第五百七十三条第三項の規定による決算報告の承認があつたことを証する書面を添付しなければならない。

(組織変更の登記)

四 株式会社が組織変更をした場合の組織変更後の持分会社についてする登記においては、会社成立の年月日、株式会社の商号並びに組織変更をした旨及びその年月日をも登記しなければならない。

(組織変更の登記)

五 株式会社が組織変更をして合資会社となる場合は、会社の商号並びに組織変更後の持分会社についての登記の申請の申請とは、同時にしなければならない。

六 法人が組織変更後他の持分会社の社員(前号に規定する社員を除き、合同会社にあつては、業務を執行する社員に限る。)となるときは、同号イに掲げる書面。ただし、同号イに規定したことを証する書面。

七 法人が組織変更後他の持分会社の社員(前号に規定する社員を除き、合同会社にあつては、業務を執行する社員に限る。)となるときは、同号イに掲げる書面。ただし、同号イに規定したことを証する書面。

八 株式会社が組織変更をして合資会社となるときは、有限責任社員が既に履行した出資の価額を証する書面。

九 法人が組織変更後他の持分会社の社員(前号に規定する社員を除き、合同会社にあつては、業務を執行する社員に限る。)となるときは、同号イに掲げる書面。ただし、同号イに規定したことを証する書面。

十 当該社員の職務を行うべき者が就任を承諾したこと証する書面。

十一 当該法人の登記事項証明書。ただし、当該登記所の管轄区域内に当該法人の本店又は主たる事務所がある場合を除く。

(清算人に関する変更の登記)

一 吸收合併による変更の登記又は新設合併による設立の登記においては、合併をした旨並びに吸收合併により消滅する会社(以下「吸収合併消滅会社」という。)又は新設合併による消滅する会社(以下「新設合併消滅会社」という。)の商号及び本店をも登記しなければならない。

(合併の登記)

二 申請書の添付書面に関する規定は、株式会社についての前項の登記の申請については、適用しない。

三 登記官は、第一項の登記の申請のいづれかにつき第二十四条各号のいずれかに掲げる事由があるときは、これらの申請を共に却下しなければならない。

四 申請書の添付書面に関する規定は、株式会社についての前項の登記の申請については、適用しない。

五 組織変更をする株式会社が新株予約権を発行しているときは、第五十九条第二項第二号に掲げる書面

六 法人が組織変更後の持分会社を代表する社員となるときは、次に掲げる書面

七 法人が組織変更後他の持分会社の社員(前号に規定する社員を除き、合同会社にあつては、業務を執行する社員に限る。)となるときは、同号イに掲げる書面。ただし、同号イに規定したことを証する書面。

八 株式会社が組織変更をして合資会社となるときは、有限責任社員が既に履行した出資の価額を証する書面。

九 法人が組織変更後他の持分会社の社員(前号に規定する社員を除き、合同会社にあつては、業務を執行する社員に限る。)となるときは、同号イに掲げる書面。ただし、同号イに規定したことを証する書面。

十 当該社員の職務を行うべき者が就任を承諾したこと証する書面。

十一 当該法人の登記事項証明書。ただし、当該登記所の管轄区域内に当該法人の本店又は主たる事務所がある場合を除く。

十二 当該社員の職務を行うべき者の選任に関する書面。

十三 裁判所が選任した者が清算人となつた場合の清算人の登記の申請書には、その選任及び会社法第四百七十二条第一項本文を証する書面を添付しなければならない。

(清算人に関する変更の登記)

一 吸收合併による変更の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

二 会社法第七百九十六条第一項本文を証する書面

三 本公司に規定する場合に該当することを証する書面(同条第三項の規定により、当該会社が株券発行会社で規定期による解散の登記は、登記官が、職権でし

なければならない。

二 会社法第七百九十九条第二項の規定による総会の決議による承認を受けなければならぬ場合に該当しないことを証する書面を含む。)

九 吸收合併消滅会社が株券發行会社であるときは、第五十九条第一項第二号に掲げる書面十 吸收合併消滅会社が新株予約権を発行しているときは、第五十九条第二項第二号に掲げる書面

立する会社（以下「新設合併設立会社」といいう。）を代表すべき者が吸収合併消滅会社又は新設合併消滅会社を代表する。

前項の登記の申請は、当該登記所の管轄区域内外に吸収合併存続会社又は新設合併設立会社の本店がないときは、その本店の所在地を管轄する登記所を経由してしなければならない。

第一項の登記の申請と第八十条又は前条の登

することを証する書面（同条第三項の規定により吸收分割に反対する旨を通知した株主がある場合にあつては、同項の規定により株主総会の決議による承認を受けなければならぬ場合に該当しないことを証する書面を含む。）

三 一 会社法第七百九十九条第二項の規定による公告及び催告（同条第三項の規定により公報を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした場合にあ

二 定款
三 第四十七条第二項第六号から第八号まで及
び第十号から第十二号までに掲げる書面
四 前条第四号に掲げる書面

第八十三条 吸收合併存続会社又は新設合併設立会社の本店の所在地を管轄する登記所において登記の申請については、適用しない。

つては、これらの方法による公告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせ

六 新設合併消滅会社が株式会社であるとき
会社の本店がある場合を除く。

第二十四条各号のいずれかに掲げる事由があるときは、これらの申請を共に却下しなければならない。

四 資本金の額が会社法第四百四十五条第五項
の規定に従うもの、三三三

あつたことを証する書面

第二十四条各号のいずれかに掲げる事由があるときは、これらの申請を共に却下しなければならない。

四 売ることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該吸収分割をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面
五 資本金の額が会社法第四百四十五条第五項の規定に従つて計上されたことを証する書面
六 吸収分割会社の登記事項証明書。ただし、当該登記所の管轄区域内に吸収分割会社の本店がある場合を除く。

八
新設合併消滅会社において会社法第八百十
二がことを証する書面

講書は詰載し、これを吸収合併消滅会社又は新設合併消滅会社の本店の所在地を管轄する登記所に送付しなければならない。

六 吸收分離会社が株式会社であるときは、会社法第七百八十三条第一項の規定による吸収分割契約の承認があつたことを証する書面（同法第七百八十四条第一項本文又は第二項に規定する場合を除いては、当該場合に該当

定は、本公告及び備告（同法第八百一十三条第三項（同法第八百十三條第二項において準用す

第ハ「四条」吸收分割をなす会社がその事業の関して有する権利義務の全部又は一部を当該会社から承継する会社（以下「吸收分割承継会社」）

（取締役会の議事録）

（取締役会の議事録）

会社にあつては、これらの方針による公報

をした旨並びに吸収分割をする会社（以下「吸収分割会社」という。）又は新設分割をする会社（以下「新設分割会社」という。）の場合は、

社員の同意（定款に別段の定めがある場合にあつては、その定めによる手続）があつたことを証する書面（当該合同会社がその事業に関する権利義務の一部を他の会社に承

を受けさせることを目的として相当の財産を

2 吸収分割会社又は新設分割会社がする吸収分割又は新設分割による変更の登記においては、分割比（二三五並びに又は分割抵消会社又は新設

八 繙させる場合にあつては、社員の過半数の一
致があつたことを証する書面

新設合併消滅会社が株券発行会社であると

会社」という。)の商号及び本店をも登記しなければならない。

条第二項において準用する場合を含む。)の規定による公告及び催告(同法第七百八十九条第三項(同法第七百九十三条第二項において準用する場合を含む。以下この号において

第八二二、(解放の登記)日清二つ、
る書面

しなければならない。
一 吸收分割契約書
二 会社法第七百九十六条第一項本文又は第二

第ハ十二条 合併による解散の登記の申請について、吸收合併後存続する会社（以下「吸收合併存続会社」という。）又は新設合併により設立された会社（以下「新設合併存続会社」とい

二 吸收分社規約
会社法第七百九十六条第一項本文又は第二項本文に規定する場合には、当該場合に該当

の規定により各別の催告をすることを要しない場合以外の場合にあつては、当該公告及び催告)をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該吸収分割しても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

九 吸収分割会社が新株予約権を発行している場合であつて、会社法第七百五十八条规定する場合には、次の書面を添付しなければならない。

第八十六条 新設分割による設立の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

一 新設分割計画書

二 定款

三 第四十七条规定の第六号から第八号まで及び第十号から第十二号までに掲げる書面

四 前条第四号に掲げる書面

五 新設分割会社の登記事項証明書。ただし、当該登記所の管轄区域内に新設分割会社の本店がある場合を除く。

六 新設分割会社が株式会社であるときは、会社法第八百四条第一項の規定による新設分割計画の承認があつたことを証する書面(同法第八百五条に規定する場合にあつては、当該場合に該当することを証する書面及び取締役の過半数の一一致があつたことを証する書面又は取締役会の議事録)

七 社員の同意(定款に別段の定めがある場合にあつては、その定めによる手続)があつたことを証する書面(当該合同会社がその事業に関する有する権利義務の一部を他の会社に承継させる場合にあつては、社員の過半数の一一致があつたことを証する書面)

八 新設分割会社において会社法第八百十一条第二項(第三号を除き、同法第八百十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定による公告及び催告(同法第八百十条第三項(同法第八百十三条第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした場合にあつては、これらの方針による公告(同法第八百十条第三項の規定により各

合にあつては、当該公告及び催告)をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該新設分割をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

九 新設分割会社が新株予約権を発行している場合であつて、会社法第七百六十三条第一項第十号に規定する場合には、第五十九条第二項第二号に掲げる書面

第八十七条 吸収分割会社又は新設分割会社がする吸収分割又は新設分割による変更の登記の申請は、当該登記所の管轄区域内に吸収分割承継会社又は新設分割設立会社の本店がないときは、その本店の所在地を管轄する登記所を経由してしなければならない。

2 前項の登記の申請と第八十五条又は前条の登記の申請とは同時にしなければならない。

3 第一項の登記の申請書には、第十八条の書面を除き、他の書面の添付を要しない。

第八十八条 吸収分割承継会社又は新設分割設立会社の本店の所在地を管轄する登記所においては、前条第二項の登記の申請のいずれかにつき第二十四条各号のいずれかに掲げる事由があるときは、これらの申請を共に却下しなければならない。

2 吸収分割承継会社又は新設分割設立会社の所在地を管轄する登記所においては、前条第一項の場合において、吸収分割による変更の登記又は新設分割による設立の登記をしたときは、遅滞なく、その登記の日を同項の登記の申請書に記載し、これを吸収分割会社又は新設分割会社の本店の所在地を管轄する登記所に送付しなければならない。

(株式交換の登記)

第八十九条 株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する会社(以下「株式交換完全親会社」という。)がする株式交換による変更の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

二 会社法第七百九十六条第一項本文又は第二項本文に規定する場合には、当該場合に該当することを証する書面(同条第三項の規定により株式交換に反対する旨を通知した株主が

三 会社法第七百九十九条第二項の規定による場合にあつては、同項の規定により株式交換による場合に該当しないことを証する書面を含む。)

四 資本金の額が会社法第四百四十五条第五項の規定に従つて計上されたことを証する書面

五 株式交換をする株式会社（以下「株式交換完全子会社」という。）の登記事項証明書。

六 株式交換完全子会社における会社法第七百八十三条第一項から第四項までの規定による株式交換契約の承認その他の手続があつたことを証する書面（同法第七百八十四条第一項本文に規定する場合にあつては、当該場合に該当することを証する書面及び取締役の過半数の一一致があつたことを証する書面又は取締役会の議事録）

七 株式交換完全子会社において会社法第七百八十九条第二項の規定による公告及び催告（同条第三項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした場合にあつては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該株式交換をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

八 株式交換完全子会社が新株予約権を発行している場合であつて、会社法第七百六十八条第一項第四号に規定する場合には、第五十九条第二項第二号に掲げる書面

第二条 定款

第三条 第四十七条第二項第六号から第八号まで及び第十号から第十二号までに掲げる書面

第四条 前条第四号に掲げる書面

第五条 株式移転をする株式会社（以下「株式移転完全子会社」という。）の登記事項証明書。ただし、当該登記所の管轄区域内に株式移転完全子会社の本店がある場合を除く。

第六条 株式移転完全子会社において会社法第八百四条第一項及び第三項の規定による株式移転計画の承認その他の手続があつたことを証する書面

第七条 株式移転完全子会社において会社法第八百十一条第二項の規定による公告及び催告（同条第三項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした場合には、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該株式移転をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

第八条 株式移転完全子会社が株券発行会社であるときは、第五十九条第一項第二号に掲げる書面

第九条 株式移転完全子会社が新株予約権を発行している場合であつて、会社法第七百七十三条第一項第九号に規定する場合には、第五十九条第二項第二号に掲げる書面

（株式交付の登記）

第十条 第二項の二 株式交付による変更の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

一 株式交付計画書

二 株式の譲渡しの申込み又は会社法第七百七十三条の六の契約を証する書面

三 会社法第八百十六条の四第一項本文に規定する場合には、当該場合に該当することを証する書面（同条第二項の規定により株式交付に反対する旨を通知した株主がある場合にあっては、同項の規定により株主総会の決議に

<p>(政令への委任)</p> <p>第十四条 附則第二条から前条までに規定するものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。</p>
<p>附 則 (平成一六年六月九日法律第八四号) 抄</p>
<p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>
<p>附 則 (平成一六年六月九日法律第八八号) 抄</p>
<p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一項中社債等の振替に関する法律第四十八条の表第三十三条の項を削る改正規定(同表第八十九条第二項の項の次に第九十条第一項の項を加える改正規定、同法第一百五十五条、第一百十八條、第二百二十一條及び第二百二十三條の改正規定、第二百二十八條の改正規定(同条を第二百九十九条とする部分を除く。)、同法第六章の次に第七章を加える改正規定(第二百五十八条第二項(第二号から第四号までを除く。)、第三項及び第四項に係る部分に限る。)、第二百五十三条、第二百六十二条第一項(同項において準用する第二百五十八条第二項(第二号から第四号までを除く。)、第三項及び第四項に係る部分に限る。)及び第二百六十九條に係る部分に限る。)並びに同法附則第十九条の表の改正規定(「第二百十一条第一項」を「第二百十一条」に改めする第二百五十八条第二項(第二号から第四号までを除く。)、第三項及び第四項に係る部分に限る。)、第二百六十二条第一項(同項において準用する第二百五十八条第二項(第二号から第四号までを除く。)、第三項及び第四項に係る部分に限る。)並びに同法附則第十九条の表の改正規定(「第二百十一条第一項」を「第二百十一条」に改める。)の施行の日から施行する。</p>

る部分に限る。）、同法附則第三十三条の改正規定（同法第二条第二項）を「投資信託及び投

資法人に関する法律第二条第二項」に改める部分に限る。）、第二条の規定、第三条の規定（投

資信託及び投資法人に関する法律第九条第三項の改正規定を除く。）、第四条から第七条までの規定、附則第三条から第二十九条まで、第三十四条（第一項を除く。）、第三十六条から第四十三条まで、第四十七条、第五十条及び第五十一条の規定、附則第五十九条中協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三条号）第四条の四第一項第三号の改正規定、附則第七十条、第八十五条、第八十六条、第九十五条及び第一百九条の規定、附則第一百十二条中金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第一百二十六条の改正規定、附則第一百二十条から第一百二十二条までの規定、附則第一百二十三条中産業活力再生特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）第十二条の八第三項及び第十二条の十一第七項の改正規定、附則第一百二十五条の規定並びに附則第一百二十九条中会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第二百五条第四項及び第二百十四条の改正規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「一部施行日」という。）から施行する。

六十二条の規定による改正後の抵当証券法第三条第五項（同法第二十二条において準用する場合を含む。）、商業登記法第十三条第二項本文（他の法令において準用する場合を含む。）附則第三百十一条の規定による改正後の電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律第三条第四項本文、附則第三百三十五条の規定による改正後の動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律第二十一条第二項本文、附則第三百四十四条の規定による改正後の後見登記等に関する法律第十一条第二項本文又は不動産登記法第一百九条第四項本文（同法第一百十九条の二第二项、第一百二十条第三项、第一百二十一条第五项及び第一百四十九条第三项並びに他の法令において準用する場合を含む。）の規定にかかるわらず、当分の間、手数料を納付するときは、収入印紙又は登記印紙をもつてすることができる。
（その他の経過措置の政令への委任）

第三百九十二条 附則第二条から第六十五条までで、第六十七条から第一百五十九条まで及びの第三百八十二条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に関し必要となる経過措置は、政令で定める。

附 則 **（平成二三年六月三日法律第六一
号）抄**

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。
（商業登記法の一部改正に伴う経過措置）

第二十九条 この法律の施行の際現にされている後見人の登記（前条の規定による改正前の商業登記法第四十条第一項第一号に掲げる事項に限る。）については、前条の規定による改正後の商業登記法第四十条第一項各号に規定する事項の変更の登記をするまでの間は、なお従前の例による。

附 則 **（平成二五年五月三一日法律第二
八号）抄**

この法律は、番号利用法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一 第三十三条から第四十二条まで、第四十四条（内閣府設置法第四条第三項第四十一号の次に一号を加える改正規定に限る。）及び第五十条の規定

業等協同組合法第百三十三条の改正規定（次号に掲げる部分を除く。）、第九十四条第三項の規定、第九十六条中商品先物取引法第二十九条の改正規定（「第十七条から」の下に、「第十九条の三まで、第二十二条から」を加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に改める部分に限る。）、第九十七条、第九十九条及び第一百一条の規定、第二百二条中技術研究組合法第二百六十八条の改正規定（次号に掲げる部分を除く。）、第二百三条第三項の規定、第二百七条中投資事業有限責任組合契約に関する法律第三十三条の改正規定（「第十九条の二」の下に、「第十九条の三、第二十一条」を加える部分に限る。）、第二百十二条の規定、第二百十一条中有限責任事業組合契約に関する法律第七十三条の改正規定（「第十九条の二」の下に、「第十九条の三、第二十二条」を加える部分に限る。）並びに第二百十二条の規定、公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日。

二十五号) 第百二十二条の十一において準用する商業登記法(「と、「商業登記法第百四十五条」とあるのは「金融商品取引法第百二十二条の十一において準用する商業登記法第百四十五条」と読み替える」に改める部分を除く。)並びに同法第一百四十五条第一項及び第一百四十六条の改正規定、第二十七条中損害保険料率算出団体に関する法律第二十三条から第二十四条の二までの改正規定及び同法第二十五条の改正規定(「第二十三条の二まで」を「第十九条の三まで」登記申請の方式、申請書の添付書面、申請書に添付すべき電磁的記録、添付書面の特例)、第二十一条から「に、「第五号及び第六号」を「第十四号」に改める部分を除く。)、第三十二条中投資信託及び投資法人に関する法律第九十四条第一項の改正規定(「第三百五条第一項本文及び第四項」の下に「から第六項まで」を加える部分を除く。)、同法第一百六十四条第四項の改正規定、同法第一百六十六条第二項第八号の次に一号を加える改正規定、同法第一百七十七条の改正規定(「、「第二十条第一項及び第二項」を削る部分及び「同法第二十四条第七号中「若しくは第三十条第二項若しくは」とあるのは「若しくは」と」を削り、「第百七十五条」との下に「同法第一百四十六条の二中「商業登記法」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律第百七十七条において準用する商業登記法第百四十五条」と、「商業登記法第百四十五条」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律第百七十七条において準用する商業登記法第百四十五条」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律第百四十九条第十九号の次に一号を加える改正規定、第三十四条中信用金庫法の目次の改正規定(「第四十八条の八」を「第四十八条の十三」に改める部分に限る。)、同法第四十六条第一項の改正規定、同法第四章第七節中第四十八条の八の次に五条を加える改正規定、同法第六十五条第二項、第七十四条から第七十六条まで及び第七十七条第四項の改正規定、同法第八十五条の改正規定(前号に掲げる部分を除く。)、同法第八十七条の四第四項の改正規定並びに同法第九十一条第一項第十二号の次に一号を加える改正規定、第三十六中労働金庫法第七十八条から第八十条まで及び第八十一条第四項の改正規定並びに同法第九十一条第一項第十二号の次に一号を加える改正規定、第三十六条中労働金庫法第七十八条から第八十条まで及び第八十一条第四項の改正規定並びに同法第九十一条第一項第十二号の次に一号を加える改正規定、第三十八条中金融機関の合併による部分を除く。)、第三十八条中金融機関の合併

及び転換に関する法律第六十四条第一項の改正規定、第四十条の規定（同条中協同組織金融機関の優先出資に関する法律第十四条第二項及び第二十二条第五項第三号の改正規定を除く。）第三号及び第四号を除く。）、第三百十一条第四項並びに第五項第一号及び第二号、第三百十二条第五項並びに第六項第一号及び第二号、第三百十四条、第三百十八条第四項、第三百二十五条の二並びに第三百一十五条の五第二項を除く。）中「株主」とあるのは「総代」と、これらの中の規定（同法第二百九十九条第一項及び第三百二十五条の三第一項第五号を除く。）中「百四十四条、第三百十八条第四項、第三百二十五条の三第一項第五号を除く。」に改め、「とあり、及び「取締役会設置会社」を削り、「相互会社」と「の下に「これららの規定中」を加え、「これららの規定（同法第二百九十九条第一項（各号を除く。）及び第四項、第三百十一条第四項、第三百十二条第五項、第三百二十四条並びに第三百十八条第四項を除く。）中「株主」とあるのは「総代」と、「各号を除く。」及び第四項中「第三号及び第四号を除く。」中「前条第四項」とあるのは「第三百条」と、同条第四項中「取締役会設置会社」とあるのは「社員又は総代」と、「次項本文及び次条から第三百二条まで」とあるのは「次条及び第三百二十二条第一項中「議決権行使書面に」とあるのは「議決権行使書面（保険業法第四十八条第三項に規定する議決権行使書面をいう。以下同じ。）」にと、同条第四項並びに第五項第一号及び第二号並びに同法第三百十二条第五項並びに第六項第一号及び第二号」に改め、「共同を削る部分を除く。」、同法第六十四条第二項及び第三項の改正規定、同法第六十七条の改正規定（「第四十八条」を「第五十一条」に改め、「支店所在地における登記」を削り、「登記」と「登記」並びに「登記」に「第一百四十八条」を「第一百三十七条」に、「職權抹消」を「職權抹消」並びに「三百三十九条から第四十八条までの規定中「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「支店」とあるのは「従たる事務所」を「第四十七条第三項中「前項」とある

新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の第七条第三項のデジタル庁令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令としての効力を有するものとする。

(政令への委任)

第六十条 附則第十五条、第十六条、第五十一条及び前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (令和三年五月一九日法律第三七号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十七条(住民基本台帳法別表第一から別表第五までの改正規定に限る。)、第四十五条、第四十七条及び第五十五条(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一及び別表第二の改正規定(同表の一十七の項の改正規定を除く。)に限る。)並びに附則第八条第一項、第五十九条から第六十三条まで、第六十七条及び第七十一条から第七十三条までの規定

二 及び三 略

四 第十七条、第三十五条、第四十四条、第五十条及び第五十八条並びに次条、附則第三条、第五条、第六条、第七条(第三項を除く。)、第十三条、第十四条、第十八条(戸籍法第二十九条の改正規定(戸籍の「の下に「正本及び一」を加える部分を除く。)に限る。)、第十九条から第二十一条まで、第二十三条、第二十四条、第二十七条、第二十九条(住民基本台帳法第三十条の十五第三項の改正規定を除く。)、第三十条、第三十一条、第三十三条から第三十五条まで、第四十条、第四十二条、第四十四条から第四十六条まで、第四十八条、第五十条から第五十二条まで、第五十三条(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九項の改正規定並びに同法第五十二条の三の改正規定を除く。)、第五十五条(がん登録等の推進に関する法律(平成二十五年法律第百十一号)第三十五条の改正規定(「条例を含む。」)を削る部分に限る。)を除く。)、第五

十六条、第五十八条、第六十四条、第六十五条、第六十八条及び第六十九条の規定の日から起算して一年を超えない範囲内において、各規定につき、政令で定める日

(政令への委任)

第七十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (令和四年五月二十五日法律第四八号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の規定並びに附則第六十条中商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)第五十二条第二項の改正規定及び附則第一百二十五条の規定

(政令への委任)

二 第三百二十五条の規定

(政令への委任)

三 第三十二条の規定及び第三百八十八条の規定

(政令への委任)

一 定 公布の日

附 則 (令和五年六月一四日法律第五三号)抄

(施行期日)

第一百二十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。